

戦時下の東京帝国大学学内諸組織

宮崎ふみ子

一六〇

全学会、特設防護団、報国隊は、日中戦争下の状況を反映して、東京帝国大学学内に設立された、全ての教職員学生を包括する組織である。これらの諸組織は敗戦とともに姿を消し、今日ではその存在さえも忘れられつつあるが、東大の歴史に於ける管理運営・自治・「学生指導」等の問題を研究する上に欠くことのできない重要性を持っている。以下に掲げる各規程及び組織要図は、これらの諸組織の概要を示すものである。なおこれらの組織に関しては、拙稿「東京帝国大学『新体制』に関する一考察」（本号所収）を参照していただきたい。

一 東京帝国大学全学会

全学会は昭和三年の学友会解散以後分立していた各学部学友会、運動会、その他の学内団体を統合する教職員学生全員加盟制の全学組織として、昭和十五年一〇月一五日評議会に於て提起され、昭和十六年二月一八日評議会でその規程が成立した。敗戦後、全学会改組委員会の議を経て、昭和二十年二月一八日評議会に於て解散が決定し、翌二十一年三月三十一日をもって正式に解散した。

〔一〕 東京帝国大学全学会規程^{〔1〕}

昭和十六年三月一日制定 昭和十六年四月一日施行

東京帝国大学全学会規程

第一章 名称及目的

第一条 本会ハ東京帝国大学全学会ト称ス

第二条 本会ハ学生ノ心身ヲ鍛ヘ教養ヲ高メ其ノ集团的訓練ヲ重ンジ以テ有為ナル国民的性格ノ鍊成ヲ図ルヲ目的トス

第二章 会 員

第三条 本会會員ハ本学教職員及学生ノ全員トス

會員ヲ分チテ特別會員及普通會員トス

第四条 特別會員ハ各学部教授、助教授、専任講師及本部高等官ノ全員並ニ講師、助手、書記、学生主事補及副手ニシテ入会ヲ希望スル者トス

第五条 普通會員ハ本学学生（大学院学生ヲ含ム）ノ全員並ニ研究生、選科生、聴講生及外国学生ニシテ入会ヲ希望スル者トス

第三章 組織及事業

第六条 本会ニ中央審議会、中央事業部、学部会及連絡委員会ヲ置ク

第七条 中央審議会ハ会長ノ諮問ニ応ジ左ノ事項ヲ審議ス

一 一般的企画及事業

二 予算及決算ニ関スル事項

三 規程ノ改正

四 其ノ他会長ノ諮問シタル事項

第八条 中央事業部ハ本会ノ目的ヲ達成スル為全学的事業ヲ協議実施シ必要ニ

応ジ各学部会ノ事業ト連絡ヲ図ル

中央事業部ニ教養部、鍛鍊部、厚生部及事務課ヲ置ク

教養部ハ広く教養、趣味及修練ニ関スル事業及施設ヲ掌ル

鍛鍊部ハ体育、勤労及国防訓練ニ関スル事業及施設ヲ掌ル

厚生部ハ保健、福利及生活指導ニ関スル事業及施設ヲ掌ル

事務課ハ庶務及会計ヲ掌ル

第九条 学部会ハ当該学部教職員及学生ヲ以テ組織シ学部内ニ於テ本会ノ目的ヲ達成ノ為諸事業ヲ企画実行ス但シ必要ニ応ジ中央事業部ト連絡ス

学部会ノ会則ハ各学部ニ於テ別ニ之ヲ定ム但シ其ノ制定及変更ハ中央審議会

ノ議ヲ經テ会長ノ承認ヲ受クルヲ要ス

第十条 連絡委員会ハ学生ノ意見ヲ聴取シ本会ノ事業達成ニ資スルヲ目的トス

第四章 役員

第十一条 本会ニ左ノ役員ヲ置ク

會長 一名

學部會長 各一名

中央審議員 若干名

中央事業部長 一名

教養部長 一名

鍛鍊部長 一名

厚生部長 一名

事務課長 一名

理事 若干名

幹事 若干名

連絡委員 若干名

學生委員 若干名

第十二条 會長ハ東京帝國大學總長トス

會長ハ全學會ヲ統理ス

會長ハ必要ニ応ジ中央審議會ヲ召集シ之ヲ議長トナル

第十三条 學部會長ハ學部會ヲ統理ス

第十四条 中央審議會ハ各學部會長、各學部會長ノ推薦セル各學部教授一名、

中央事業部長、本學四課長及會長ノ指名セル教授又ハ助教教授若干名トシ中央

審議會ヲ組織ス

第十五条 中央事業部長ハ學部教授ノ中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

中央事業部長ハ其ノ職務ヲ掌理ス

中央事業部長ハ各部會トノ連絡ヲ図ル為隨時中央事業部會議ヲ開キ之ヲ議長

トナル

第十六条 教養、鍛鍊及厚生各部長ハ學部教授中ヨリ會長之ヲ委嘱ス

各部長ハ中央事業部長ノ下ニ其ノ職務ヲ掌理ス

第十七条 事務課長ハ本學高等官中ヨリ會長之ヲ委嘱シ中央事業部長ノ下ニ於

テ庶務會計ヲ掌理ス

第十八条 理事ハ各學部會長ノ推薦セル各學部教授又ハ助教教授三名及會長ノ指

名セル者ヲ以テ之ニ充ツ

理事ハ中央事業部ノ各部ニ屬シ當該部長ヲ輔佐シ職務ヲ掌ル

第十九条 連絡委員ハ學生課參與タル教授又ハ助教教授、學生主事及各學部會

生委員中ヨリ各學部會長ノ推薦セル學生二名ヲ以テ之ニ充テ連絡委員會ヲ組

織ス

第二十條 幹事ハ學生主事ヲ以テ之ニ充テ會長ニ屬シ中央事業部ノ職務ヲ助ク

第二十一條 學生委員ハ左記ノ者ニツキ中央事業部長之ヲ命ズ

一 各學部會學生委員中ヨリ各學部會長ノ推薦セル學生二名

二 學部會長ト協議銓衡セル學生若干名

學生委員ハ教養部及鍛鍊部ニ分屬シ職務ニ參画ス

第二十二條 役員ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨ゲズ

役員ノ委嘱及任命ハ毎年一月之ヲ行フ

第五章 會費及會計

第二十三條 特別會員ノ會費ハ一年俸給又ハ手當年額ノ二百分ノ一トシ其ノ額

金七円ニ充タザルトキハ一年金七円トシ毎年十二月之ヲ納入スルモノトス

前項ノ金額ノ三分ノ一ヲ學部會交付金トス

第二十四條 各學部學生タル普通會員ハ左記三年分（醫學部醫學科ニ在リテハ

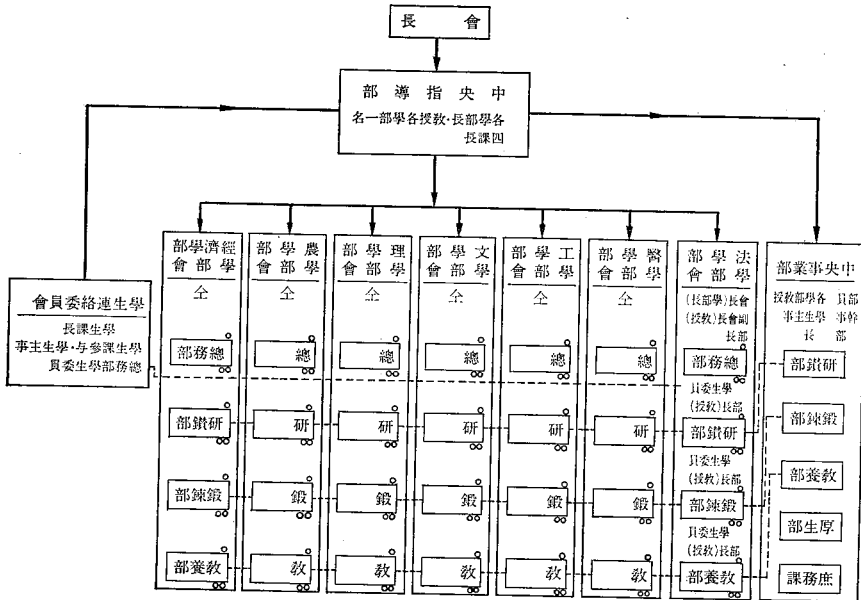
四年分）ノ會費ヲ入會金五円ヲ添ヘ入學ノ当初ニ授業料ト共ニ之ヲ納入スル

モノトス

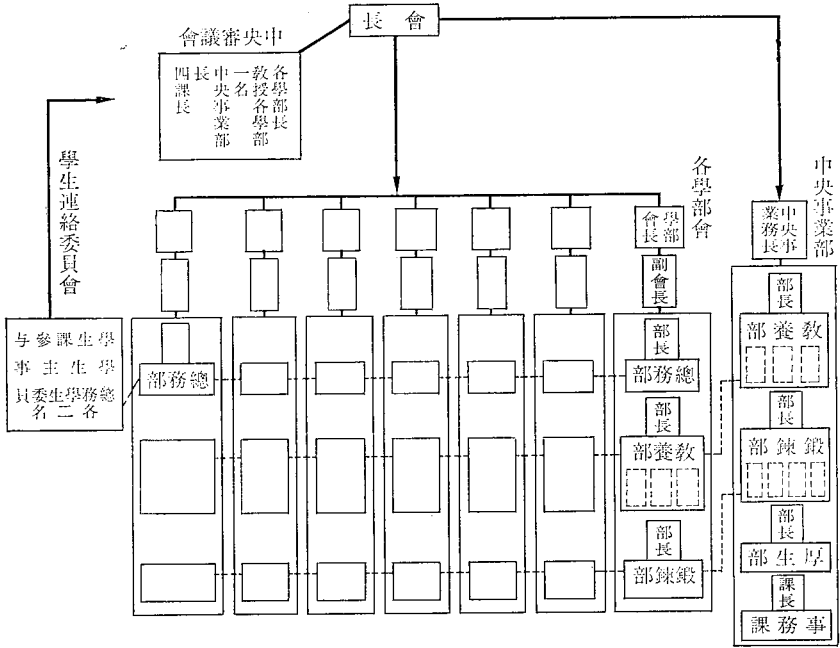
一 法 學 部 金二十一円（內學部會交付金六円）

戦時下の東京帝国大学内諸組織

- 一 医学部医学科 金二十八円(内学部 交付金十八円)
 - 同 薬学 科 金二十七円(内学部 交付金十二円)
 - 一 工 学 部 金二十六円(内学部 交付金十一円)
 - 一 文 学 部 金二十一円(内学部 交付金六円)
 - 一 理 学 部 金二十二円(内学部 交付金七円)
 - 一 農 学 部 金二十二円(内学部 交付金七円)
 - 一 経 済 学 部 金二十一円(内学部 交付金六円)
- 第二十五条 前条ノ会員ニシテ医学部医学科ニ在リテ四学年ヲ、其ノ他ノ学部及学科ニ在リテ三学年ヲ超エ在学スル者ハ毎学年金七円(内学部 交付金二円)ヲ前期授業料ト共ニ納入スルモノトス
- 第二十六条 大学院学生並ニ研究生、選科生、聴講生及外国学生ニシテ会員タル者ハ毎学年金七円(内学部 交付金二円)ヲ攻究料又ハ授業料ト共ニ納入スルモノトス
- 第二十七条 本会事業年度ハ毎年四月一日ニ始マリ翌年三月三十一日ニ終ル
- 第二十八条 次年度ノ歳入歳出予算ハ毎年二月末日迄ニ之ヲ決定ス
- 第二十九条 本会ノ会計ハ本学会計課長ノ監督ニ属ス
- 第六章 附 則
- 第三十条 本学臨時附属医学専門部ノ取扱ハ学部ニ準ズ
- 第三十一条 昭和十五年度以前ニ入学シタル各学部学生ハ会費トシテ毎学年金五円ヲ前期授業料ト共ニ納入スルモノトス
- 第三十二条 本規程ハ昭和十六年四月一日ヨリ之ヲ実施ス
- (一) 東京帝国大学全学会組織要図(仮題)
- 昭和十五年一月二十六日評議会配布資料(推定)



〔三〕 東京帝国大学学生会組織要図第一次案(仮題)⁽³⁾
 昭和十五年一〇月二十九日評議會配布資料(推定)



二 東京帝国大学特設防護團

特設防護團は、総長を团长とし全学の教職員学生を組織した、防空・消火を主目的とする、東京帝国大学独自の警防組織である。その規程は昭和一六年三月一九日評議會に於て成立した。特設防護團は昭和一六年一〇月に東京帝国大学報國隊が設立された際、その一部とされた。敗戦後、昭和二〇年九月一四日評議會に於て、特設防護團に関する項は学部通則から削除された。

〔一〕 東京帝国大学特設防護團規程⁽⁴⁾

昭和一六年三月一九日制定 昭和一六年三月一九日施行

東京帝国大学特設防護團規程

第一章 總 則

第一条 本團ハ東京帝国大学特設防護團ト称ス

第二条 本團ハ防空其ノ他非常警防ニ従事シ且之ガ研究、訓練ヲ行フヲ目的トス

第三条 本團ハ前条ノ目的ヲ達成スル為左ノ事業ヲ行フ

- 一 東京帝国大学ノ警防
 - 二 学外警防業務ニ対スル協力
 - イ 負傷者等ノ一部収容
 - ロ 応急医療業務ニ対スル協力
 - ハ 警防業務ニ対スル各種技術的協力
 - ニ 警防業務ニ対スル一般協力的
 - 三 前各号ニ関スル研究及訓練
 - 四 其ノ他必要ナル事項
- 第四条 本團ハ全教職員及学生生徒ヲ以テ之ヲ組織ス
- 第二章 組織及任務
- 第五条 本團ニ中央部、部局団、対外部及企画研究会ヲ置ク

第六条 中央部ニ総務部、経理部、計画部及設営部ヲ置ク

総務部ハ各部局団並ニ各部ト連絡シ其ノ警防ノ実施ニ協力スルト共ニ外部トノ連絡、交渉其ノ他本団ニ関スル一切ノ庶務事項ノ処理ニ任ズ

経理部ハ所要物資ノ調達、配給、保管其ノ他経理ニ関スル事項ノ処理ニ任ズ

計画部ハ本団ノ計画ヲ実施スル為人員ノ編成ヲ定メ其ノ訓練ニ任ズ

設営部ハ警防上必要ナル工作、修理ニ任ズ

総務部ニ総務、警護、防火、交通整理、避難所、防毒、救護及防疫ノ各班ヲ、

経理部ニ総務、主計及配給ノ各班ヲ、計画部ニ総務、編成及訓練ノ各班ヲ、

設営部ニ総務班及若干ノ工作班ヲ置キ各其ノ業務ヲ分担セシム

第七条 部局団ハ法学部団、医学部団、工学部団、文学部団、理学部団（地震

研究所ヲ含ム）、農学部団、経済学部団、附属医院団、図書館団、庶務課団、

会計課団、營繕課団及学生課団トス

第八条 各部局団ハ所管区域（別図）内ニ於ケル一切ノ警防ニ任ズ

各部局団ニ総務、警護、警報、防火、交通整理、避難所、工作、防毒、救護及配給ノ各班ヲ置キ其ノ業務ヲ分担セシム

第九条 対外部ニ收容部、救護部、技術部及赴援部ヲ置ク

收容部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル負傷者等ヲ收容シ其ノ救護ニ任ズ

救護部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル医療救護業務ニ協力ス

技術部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル警防業務ニ対シ各種ノ技術的指導協力ヲ為ス

赴援部ハ必要ニ応ジ学外ニ於ケル警防業務ニ対シ一般の協力ヲ為ス

收容部ニ総務、衛生、防疫、治療及配給ノ各班ヲ置キ其ノ業務ヲ分担セシム

救護部、技術部及赴援部ニ各総務班及若干ノ班ヲ置キ其ノ業務ヲ分担セシム

第十条 企画研究会ハ別ニ定ムルトコロニ依リ本団ノ事業ニ就キ研究企画ス

企画研究会ハ必要ニ応ジ小委員会ヲ設クルコトヲ得

第三章 役員及班員

第十一条 本団ニ左ノ役員ヲ置ク

團長 一名

副團長 二名

團長 附 一名

中央部長 一名

部局團長 十三名

対外部長 一名

中央部各部長 四名

対外部各部長 四名

班長 若干名

企画研究会委員長 一名

企画研究会委員 若干名

企画研究会幹事 若干名

前項ノ外必要ニ応ジ各部局団、中央部各部、対外部各部ニ参与若干名ヲ置クコトヲ得

第十二条 團長ハ東京帝国大学総長トス

團長ハ本団ヲ統理ス團長事故アルトキハ團長ノ指名シタル副團長之ヲ代理ス

第十三条 副團長ハ学部部長中ヨリ團長之ヲ委嘱ス

副團長ハ團長ヲ輔佐ス

第十四条 團長附ハ庶務課長ヲ以テ之ニ充ツ

團長附ハ團長ノ命ヲ承ケ一般事務ニ参与ス

第十五条 中央部長ハ本学教授中ヨリ團長之ヲ委嘱ス

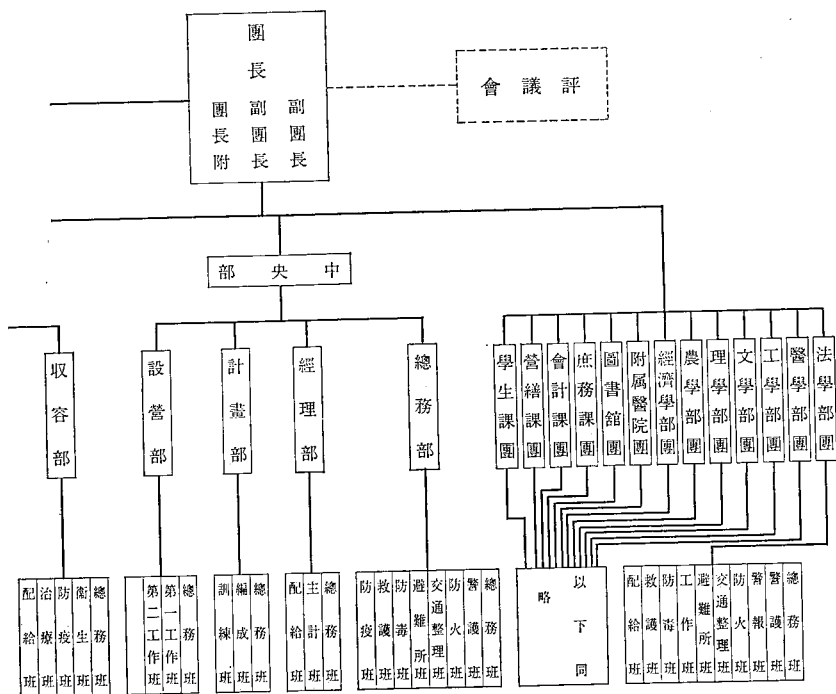
中央部長ハ團長ノ命ヲ承ケ所属部ヲ統轄ス

第十六条 部局團長ハ学部団ニ在リテハ当該学部長、附属医院団ニ在リテハ医学部附属医院長、図書館団ニ在リテハ附属図書館長、各課団ニ在リテハ当該

課長ヲ以テ之ニ充ツ

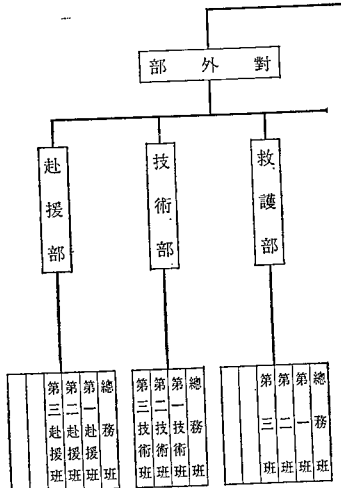
(二) 特設防護團組織要圖

特設防護團組織要圖



戦時下の東京帝国大学内諸組織

企畫研究會
第一小委員會
第二小委員會
第三小委員會
第四小委員會
第五小委員會
第六小委員會
第七小委員會
第八小委員會
第九小委員會



部局團長ハ團長ノ命ヲ承ケ部局團ヲ統轄ス
 第十七條 對外部長ハ本学教授中ヨリ團長之ヲ委嘱ス
 對外部長ハ團長ノ命ヲ承ケ所屬部ヲ統轄ス
 第十八條 中央部總務部長ハ学生課長、經理部長ハ會計課長、設営部長ハ營繕課長ヲ以テ之ニ充テ計画部長ハ本学配属將校中ヨリ團長之ヲ委嘱ス

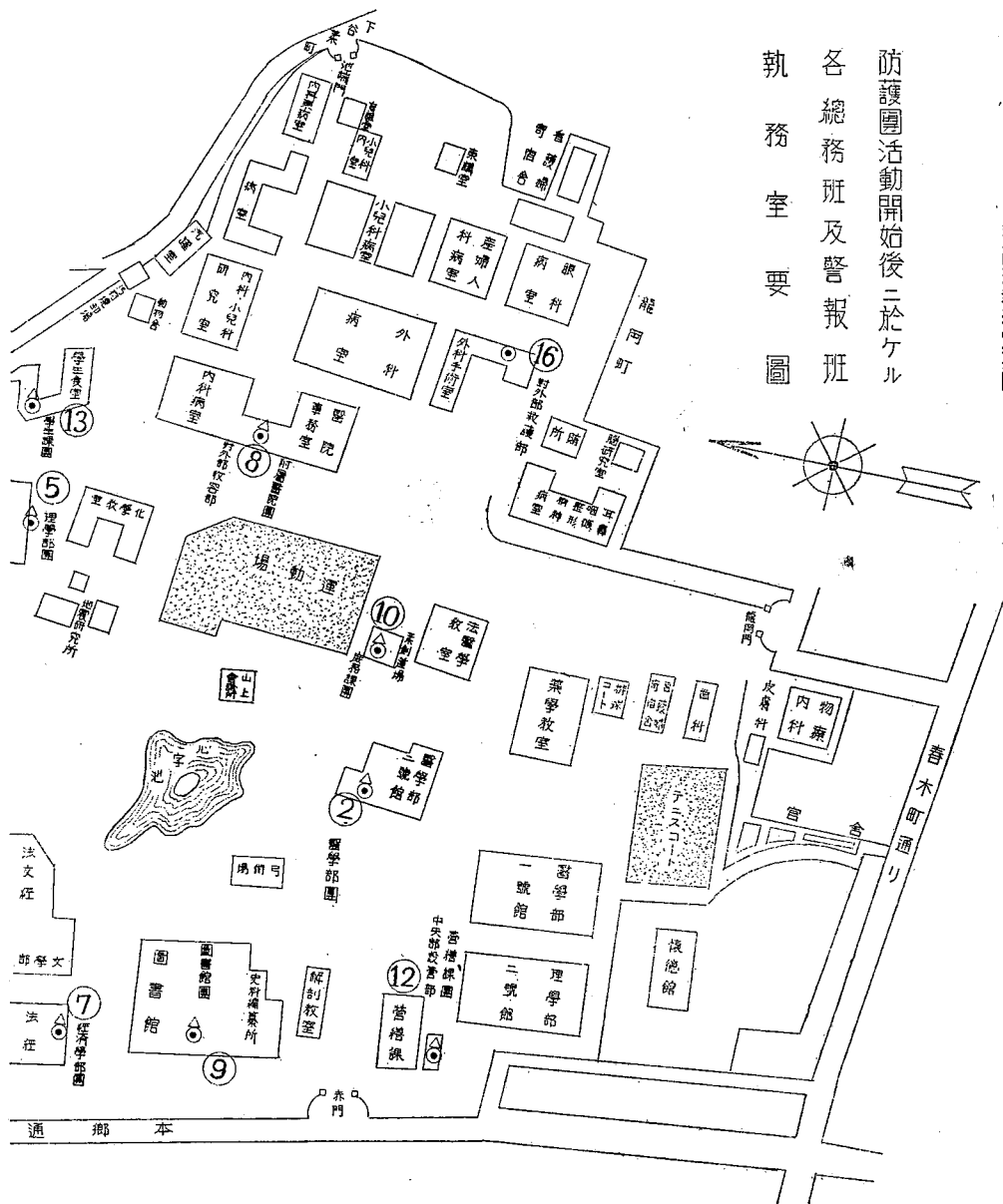
第十九條 對外部收容部長、救護部長及技術部長ハ本学教授中ヨリ、赴援部長ハ本学教授、助教授又ハ学生主事中心ヨリ團長之ヲ委嘱ス
 對外部各部長ハ對外部長ノ下ニ其ノ部務ヲ掌理ス

第二十條 参与ハ本学教職員又ハ配属將校中心ヨリ各部局團長、中央部長、對外部長ノ推薦ニ依リ團長之ヲ委嘱ス
 参与ハ各部局團、中央部各部又ハ對外部各部ニ属シ各其ノ團長又ハ部長ノ職務執行ヲ助ク

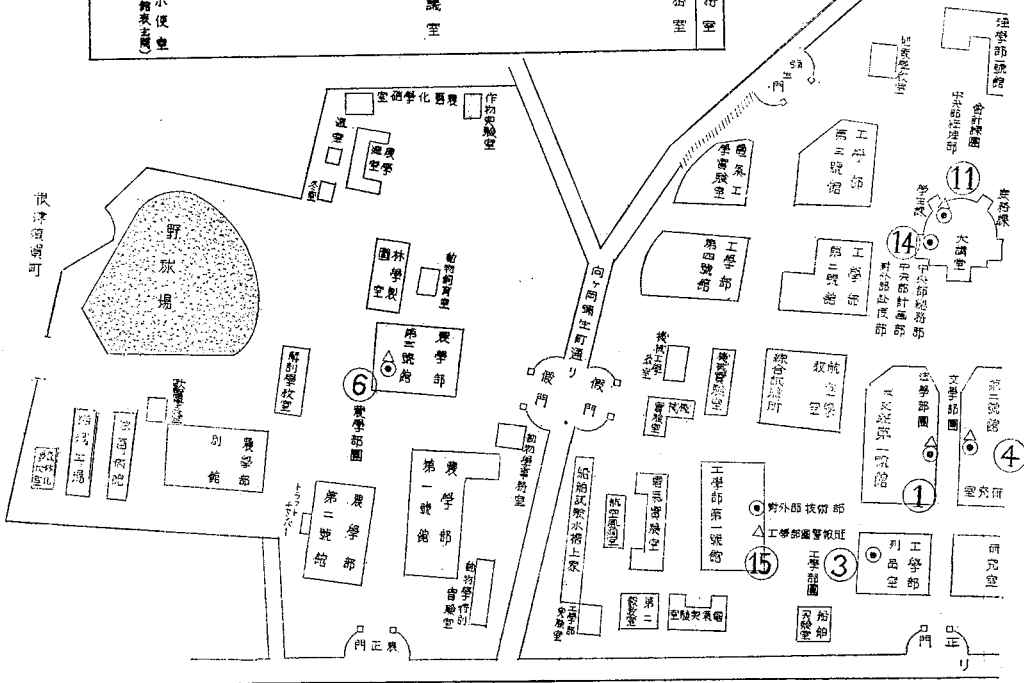
第二十一條 班長ハ部局團ニ在リテハ所屬教職員中心ヨリ當該部局團長ノ推薦ニ依リ、中央部及對外部ニ在リテハ本学教職員中心ヨリ中央部長又ハ對外部部長ノ推薦ニ依リ團長之ヲ委嘱ス
 班長ハ各部局團長、中央部各部長又ハ對外部各部長ノ下ニ其ノ班務ヲ担当ス

〔三〕 防護団活動開始後ニ於ケル各総務班及警防班執務室要図⁽⁶⁾

防護団活動開始後ニ於ケル
各総務班及警防班
執務室要 圖



① 法学部	総務班執務室	警報班執務室
② 監学部	学務部事務室	学務部事務室
③ 工学部	学務部事務室	同上
④ 文学部	学務部事務室	同上
⑤ 理学部	物理學教室會議室	同上
⑥ 農学部	学務部事務室	同上
⑦ 経済学部	経済學部研究室	同上
⑧ 附屬機関	監配會議室	監配會議室
⑨ 圖書部	圖書部事務室	同上
⑩ 庶務課	庶務課事務室	同上
⑪ 會計課	會計課事務室	同上
⑫ 醫務課	醫務課事務室	同上
⑬ 學生課	學生課事務室	同上
⑭ 中央事務部	中央事務部事務室	同上
⑮ 工學部	工學部第一號館	土木建築小便室
⑯ 對外部	對外部事務室	對外部事務室
⑰ 對外部	對外部事務室	對外部事務室



第二十二條 各局部団長、中央部各部長又ハ対外部各部長本団ノ他ノ職務ヲ兼

スル場合ハ団長ノ承認ヲ經テ予メ其ノ代理者ヲ定ムルコトヲ得

第二十三條 副団長、中央部長、対外部長、中央部計画部長、対外部各部長、

参与及班長ノ任期ハ一年トス但シ重任ヲ妨グズ

第二十四條 班ニ班員ヲ置ク

各班ノ編成ハ中央部計画部長各局部団長、中央部各部長及対外部各部長ト協議シテ之ヲ計画ス

班員ハ前項ノ編成ニ基キ本学職員及学生生徒中ヨリ当該局部団長、中央部長又ハ対外部長之ヲ命ズ

班員ハ班長ノ命ヲ承ケ班務ニ従事ス

第四章 予備員

第二十五條 役員又ハ班員ニ非ザル団員ハ之ヲ予備員トス

予備員ハ緊急ノ必要ニ応ジ本団ノ業務ニ従事スベキモノトス

予備員ノ編成ニ就キテハ前条第二項ノ規定ヲ準用ス

第五章 事業ノ実施

第二十六條 防空其ノ他ノ事業計画及之ガ実施並ニ訓練ニ関シ必要ナル各班ノ

分担業務、執務細則等ノ詳細ニ就キテハ別ニ之ヲ定ム

附 則

本規程ハ昭和十六年三月十九日ヨリ之ヲ施行ス

三 東京帝国大学報国隊

報国隊は、昭和一六年八月八日附文部省訓令に基き、勤労働員・集团的訓練を主目的とする全校編隊組織として設立され、その規程は文部省の査閲を経て昭和一六年一〇月二一日評議会に於て承認された。報国隊は敗戦に伴って廃止されたものと思われる。

〔一〕 東京帝国大学報国隊規程

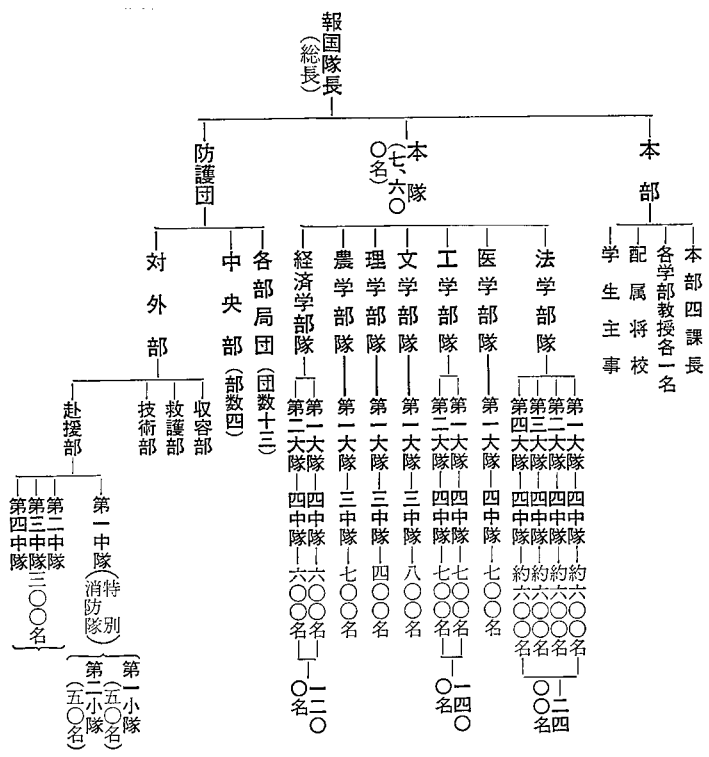
昭和一六年一〇月二一日制定（推定）

東京帝国大学報国隊規程

- 一 東京帝国大学特設防護団ヲ根幹トシテ学部隊組織ヲ設ケ有事即応ノ体制ヲ確立スルヲ為東京帝国大学ニ報国隊ヲ置ク
- 二 本報国隊ハ東京帝国大学報国隊ト称ス
- 三 本報国隊ハ東京帝国大学教職員及学生生徒全員ヲ以テ之ヲ組織ス
- 四 本報国隊ハ本隊及防護団トス
- 五 本隊ハ本学教職員学生生徒全員ヲ以テ編成ス
- 六 防護団ハ東京帝国大学特設防護団規程ニヨリ別ニ組織セラレタルモノトス
- 七 報国隊長ハ東京帝国大学総長之ニ当リ全員ヲ統督ス
- 八 本報国隊ニ本部ヲ設ケ部員若干名ヲ置ク
- 九 部員ハ教職員中ヨリ報国隊長之ヲ命ズ
- 十 本隊ニ法学部隊医学部隊工学部隊文学部隊理学部隊農学部隊経済学部隊ヲ置キ法学部隊ハ四箇大隊、工学部隊経済学部隊ハ各二箇大隊ニ分チ医学部隊文学部隊理学部隊農学部隊ハ各一箇大隊トス
- 十一 大隊ハ之ヲ三乃至五箇中隊ニ中隊ハ之ヲ三箇小隊ニ小隊ハ之ヲ四箇分隊ニ分ツ一箇分隊ノ人員ハ十名乃至二十名トス
- 十二 学部隊大隊中隊小隊分隊ニ各長ヲ置ク
- 十三 学部隊長ハ学部部長トシ大隊長ハ教職員中ヨリ中隊長ハ教職員又ハ学生生徒中ヨリ小隊長分隊長ハ学生生徒中ヨリ報国隊長之ヲ命ズ
- 十四 学部隊大隊中隊ニ各隊附ヲ置クコトヲ得
- 十五 教職員又ハ学生生徒中ヨリ報国隊長之ヲ命ズ
- 十六 以上ノ外必要アル事項ハ其ノ都度報国隊長之ヲ定ム
- 十七 本報国隊編表ハ別表ノ通トス

〔二〕 東京帝国大学報国隊組織編成図

東京帝国大学報国隊組織編成図



注

- (1) 『東京帝国大学一覽 昭和十六年度』より
- (2) 内田家文書より

東京帝国大学全学会規程に付随する組織要図は存在が不明であるため、最も完成形態に近いと思われる昭和十五年一月二六日評議会配布

戦時下の東京帝国大学内諸組織

- (3) 資料(推定)の組織要図を掲げた。
内田家文書より

昭和十五年一月二十九日評議会に提出された全学会組織原案(仮題)に付随するものと思われる。全学会組織原案は拙稿「東京帝国大学『新体制』に関する一考察」第二章第二節に全文掲載。

- (4) 内田家文書より
- (5) 『東京帝国大学特設防護団昭和十六年度事業計画』より
- (6) 同上より
- (7) 内田家文書より
- (8) 『帝国大学新聞』昭和十六年九月二二日付より

東京帝国大学報国隊規程に付随する組織要図は存在が不明であるため、東京帝国大学報国隊規程及び東京帝国大学報国隊編成人員表(昭和十六年一月二二日評議会配布資料)に合致するものとして、『帝国大学新聞』に掲載された組織編成図を掲げた。

(みやざき ふみこ・百年史編集室)